

草津市文化振興審議会での検討経過

▼第1回会議（平成28年8月23日）

審議案件	(1) 制定方針 (2) スケジュール (3) 草津市における文化振興の現状
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・文化振興条例の柱は二つ <ul style="list-style-type: none"> ①市民文化政策（文化的人権の保障）公正、公平、平等に老若男女、障害の有無に関わらず、地域格差なく、分野に偏りなく文化に親しむ機会を提供できているか。 ②都市文化政策（草津らしさ）選択、集中、大胆に文化の創造性を活用した都市ブランドの形成、シビックプライドの醸成。 ・住みよく人口も増えており、これといった課題がない。 あえて課題というと、草津らしさや個性が見えてこないということ。 ・シティセールスと対応させた条例を考えたほうがよい。地方創生戦略にもいかに文化を活用するか検討が必要。 ・文化条例を制定している多くの自治体では、重点的に子どもや青少年への事業を行っている。また、障害者に対する文化振興を積極的に行っている自治体もある。 ・エイブル・アートやアールブリュットの考えを草津でも導入すべき。 ・文化ホールについては、障害者への配慮、学校、地域との連携等、行政から使命や枠組みを示すことが必要。

▼第2回会議（平成28年9月27日）

審議案件	(1) 草津市らしさ (2) 条例に定めるべき事項 (3) 「文化」の定義
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・若い人がもっと活躍できる施策が、草津市の尖がった部分として見えても良いのではないか。それが特色であり、草津市らしさである。 ・博物館を作る時代ではなく、モノよりもコト、イベントやそれを動かす人に注力していく時代である。プロデュース機能、コーディネート

	<p>機能に長けた人材に着目することを条例の精神に据えてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活文化とは、衣食住に関わることであり、基本法が生活文化として定める茶道、華道、書道は、芸術の一部である。 ・文化政策は、このまちが好きで住み続けたい人、能動的な市民を育てるための政策である。小学生は、10年経てば青年であり、中学生は5年経てば青年である。将来を見据えて、こういう層をもっと支援していくべきではないか。 ・計画を検討する段階で、全ての文化事業はリスト化し洗い直すことが必要。
--	--

第3回会議（平成28年11月1日）

審議案件	<p>(1) 条例に定めるべき事項</p> <p>(2) 市民意識調査 速報</p>
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県の中で、これからデザインや近代建築が一番生まれてくるのは草津。デザインは定義に含めるべき。 ・市民文化政策が充実してこそその都市文化政策である。 ・金、時間、体力のある人だけが楽しめるような文化政策はナンセンス。徹底的な平等を図っていくことが社会包摂の考え方である。都市文化政策は、その反対で、集中、重点的に施策を打っていくことになる。 ・アーティストの活動が活性化するような場づくりや、作品の供給、流通を促進させるプロデューサーやコーディネーターの育成、活用が必要。 ・アールブリュットに力を入れると、国のバックアップを得られやすい。滋賀県自体も力を入れているので、基礎自治体単位のパートナーとして草津市が選ばれると良い話になる。 ・鑑賞したい施設については、商業施設の力が強い。そうしたところと手を組むのも1つの手で、商業施設との関わりも大事にしなければならないのではないか。 ・アンケートでは、草津市には特徴がないと答える市民が多数であったので、今後は特徴を打ち出していけると良い。

第4回会議（平成29年1月10日）

審議案件	(1) 提言書（案）の確認
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・前文の第4段落目で「この先も住み続けたいと思えるまち」とあるが、世界に羽ばたくという視点も必要ではないか。・文化の定義の中に追加したデザインについては、広く捉えるようにしてほしい。形や見た目だけでなく、企画もデザイン。そういう領域まで広がっている。・条例の名称については、「草津市文化振興条例」を審議会からの提案とする。

庁議での検討経過

▼総括副部長会議（平成 28 年 6 月 30 日）

審議案件	（仮称）草津市文化振興条例の制定にかかる方針について
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・法律の名称には、「芸術」という文言があるのに、まだ仮称ではあるが、本市の条例には「芸術」という文言がないのは何か意味があるのか。 →元々、「文化」という言葉自体が広い意味を含んでいる。今後、審議会の中で、本市が文化振興を進める上での「文化」の定義を定めていくことになるが、その中で「文化」の定義の中に「スポーツ」が含まれることも考えられる。同様に、「芸術」が主体になるようであれば、条例の名称も変わってくるものとする。現時点では、広い意味で、「文化」という名称を用いている。今後、検討していく。 ・スケジュールの中に、「関係課会議」との記載があるが、関係課とはどこの所属か。 →6月15日に第1回関係課会議を開催したが、その際には、他市の条例を参考にし、関係が深いと想定される所属に対して会議への参加をお願いした。所属は、企画調整課、商工観光労政課、文化財保護課、学校教育課である。 ・条例施行日を平成29年7月1日としているが、何か意味があるのか。 →他市の条例策定のスケジュールを確認したところ、平均で1年ぐらいい時間を要している。本市では、今年度8月からの着手となることから、平成29年度の6月議会に提案していくのが最短であると判断したためである。 ・関係課会議のメンバーに文化財保護課を位置付けているとのことであるが、草津市文化財保護条例を【協1-1】の「2. 条例の位置づけ」に記載しておく必要はないのか。 →今回策定を予定している条例での「文化財」とは、文化財を活用した文化振興を意図しており、保護とは違うが、草津市文化財保護条例の内容については、確認が出来ていないため、一度内容を確認し整理する。 ・「3. 条例の内容について」の「⑥文化振興施策」に「文化施設の充実」と記載されているが、具体的に何か予定しているものがあるのか。 →今回設置する草津市文化振興審議会は、草津市文化芸術機能等検討

	<p>委員会を改組して設置するものである。元々の検討委員会では、三ツ池の施設整備について検討されていたこともあり、将来的に施設の機能についての検討を行っていくこともあると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3. 条例の内容について」に「⑦審議会の設置」とあるが、草津市附属機関設置条例の中に記載されているのではないのか。 →現在、附属機関設置条例に規定しているが、審議会の設置については、今後、審議会の中で議論していく必要があると考えており、場合によっては文化振興条例の中で審議会の設置を規定し、附属機関設置条例を改正する必要があると考えている。 ・審議会の担当事務として計画の策定が明記されているので、そこも条例制定時に整理を行う必要があると考える。 →条例制定時に検討する。 ・部長会議に付議すること。
--	--

▼部長会議（平成 28 年 7 月 21 日）

審議案件	（仮称）草津市文化振興条例の制定にかかる方針について
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の「条例の位置づけ」で、スポーツ基本法と草津市スポーツ推進計画が挙げてあるが、条例と関連があるのか。 →文化芸術振興基本法では、スポーツは文化に含まれていない。市条例でも、スポーツは文化に含まない。 ・文化芸術に関するこれまでの本市の取り組み経過をまとめ、審議会の委員に知っていただくほうがよいのではないか。 →本市の取り組み経過を整理し、第 1 回審議会で資料提供する。 ・基礎調査で、まちづくり協議会への調査を実施されるときは、事前にまちづくり協働課と協議してほしい。 →承知した。 ・審議了とする。 ・資料のとおり事業を進めることとする。

▼総括副部長会議（平成 28 年 11 月 10 日）

審議案件	（仮称）草津市文化振興条例の制定について（中間報告）
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念「都市の魅力としての文化の創造と発展」について、用語（地域、都市、まち、草津市）の使い分けを整理すること。 →整理する。 ・基本施策「文化的資産の継承および活用」について、風景は、概念が広すぎるのではないか。 →景観と改める。 ・定義「文化活動」について、動詞と名詞が混在しているので整理すること。 →整理する。 ・関係課に意見照会を行うのか。 →条例案を作成する段階で照会を行う予定。

▼部長会議（平成 28 年 11 月 24 日）

審議案件	（仮称）草津市文化振興条例の制定について（中間報告）
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民」の定義について、この「市民」という括りの中に、子育て中の女性や高齢者・障害者、子どもは含まれるのか。 →含まれる。 ・市外で子育てしている方で、本市で活動されている方も「市民」に含まれるのか。 →含まれる。 <p>※後日、総務課と協議した結果、市内で活動している市外在住の個人は、市民に含めないこととなった。</p>

副部長会議（平成 29 年 1 月 24 日）

審議案件	草津市文化振興条例の制定について（パブリックコメント実施）
主な意見	・ 第 1 2 条第 2 項で高齢者の視点が抜けている。 →第 1 項と第 2 項で施策の対象が同じであることから一つにまとめる。 ・ 意見の照会はどのような結果であったか。 →4 課より意見があった。反映できるものは取り入れる。意見への回答は個別に行う。